

「揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(要件)</p> <p>1 納税義務者等が石油類の課税標準等の数量の測定に使用する流量計は、容積型、軸流型その他型式のいかんを問わず、次に掲げる要件を具備し、かつ、取締上差し支えないと認められる状況の下に使用されなければならないこと。</p> <p>(1) 構造等</p> <p>イ 流量計の本体に組み込まれていると、その本体から分離されているとを問わず、石油類の測定数量の累積数量を表示する指示機構（以下「積算計」という。）を有すること。この場合において、積算計の最小表示目盛の単位は1リットル以下とするが、当該流量計の機能、使用形態等からみて、取締上差し支えないときは、実情に応じ、当該単位は、100リットル以下の数値であっても<u>差し支えないこと</u>。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) 器差</p> <p>イ 使用当初及びその後おおむね2年に1回以上、2《器差試験》に定めるところにより器差試験を行ったものであること。</p> <p><u>なお、おおむね2年に1回以上行う器差試験において、おおむね2年間以上、器差に影響を与えるメンテナンスや器差の調整（以下「器差調整等」という。）を行うことなく行った器差試験（前回の器差試験と同じ流量で行った場合に限る。以下「調整前器差試験」という。）による器差がロの要件を満たすときは、その後の器差試</u></p>	<p>(要件)</p> <p>1 納税義務者等が石油類の課税標準等の数量の測定に使用する流量計は、容積型、軸流型その他型式のいかんを問わず、次に掲げる要件を具備し、かつ、取締上差し支えないと認められる状況の下に使用されなければならないこと。</p> <p>(1) 構造等</p> <p>イ 流量計の本体に組み込まれていると、その本体から分離されているとを問わず、石油類の測定数量の累積数量を表示する指示機構（以下「積算計」という。）を有すること。この場合において、積算計の最小表示目盛の単位は1リットル以下とするが、当該流量計の機能、使用形態等からみて、取締上差し支えないときは、実情に応じ、当該単位は、100リットル以下の数値であっても<u>妨げないこと</u>。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) 器差</p> <p>イ 使用当初及びその後おおむね2年に1回以上、2《器差試験》に定めるところにより器差試験を行ったものであること。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>験は、おおむね4年に1回以上、2《器差試験》に定めるところにより器差試験を行うこととして差し支えない。</p> <p><u>ただし、おおむね4年に1回以上行う器差試験が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その後の器差試験は、おおむね2年に1回以上、2《器差試験》に定めるところにより器差試験を行うことになるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(イ) 調整前器差試験による器差がロの要件を満たさない場合</u> <u>(ロ) 調整前器差試験を行わない場合</u></p> <p>ロ イによる器差が、±0.2%以内（±0.2%に端数がある場合には、±0.2%以内でないこととする。以下同じ。）であること。</p> <p>なお、温度補整装置付きの流量計については、流量計本体の器差及び当該補整装置を付けた後の総合器差のそれぞれが±0.2%以内であるほか、当該補整装置そのものの器差も±0.2%以内であること。</p> <p>(器差試験)</p> <p>2 器差試験の方法等は、次によること。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 流量計本体の器差試験の試料は、当該器差試験にかかる流量計を使用する石油類と同一種類のものとするが、これにより難しいときは、当該石油類と油質が類似する2種類の石油類（粘度調整の計算を行なうことにより、当該流量計を使用する石油類を試験試料とした場合とほぼ同一の試験成績が求められるものに限る。）を用いても差し支えない。</p> <p>ただし、器差試験にかかる流量計の能力に比し試験試料の貯蔵能力が不足することその他相当の理由により、これらの試験試料によって</p>	<p>ロ イによる器差が、±0.2%以内（±0.2%に端数がある場合には、±0.2%以内でないこととする。以下同じ。）であること。</p> <p>なお、温度補整装置付きの流量計については、流量計本体の器差及び当該補整装置を付けた後の総合器差のそれぞれが±0.2%以内であるほか、当該補整装置そのものの器差も±0.2%以内であること。</p> <p>(器差試験)</p> <p>2 器差試験の方法等は、次によること。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 流量計本体の器差試験の試料は、当該器差試験にかかる流量計を使用する石油類と同一種類のものとするが、これにより難しいときは、当該石油類と油質が類似する2種類の石油類（粘度調整の計算を行なうことにより、当該流量計を使用する石油類を試験試料とした場合とほぼ同一の試験成績が求められるものに限る。）を用いても差し支えない。</p> <p>ただし、器差試験にかかる流量計の能力に比し試験試料の貯蔵能力が不足することその他相当の理由により、これらの試験試料によって</p>

改 正 後	改 正 前
<p>器差試験を行なうことができない場合で、器差の確定上支障がないと認められるときは、1時間当たり600キロリットルをこえる流量に限り、器差試験の試料として水を用いても<u>差し支えない</u>。</p> <p>(注) 「器差の確定上支障がないと認められるとき」とは、所定の試験試料を用いることが可能な流量の部分について、当該試験試料による器差試験と水による器差試験とを行なった場合において、これらの試験の成績がほぼ一致し、又はこれらの試験の成績の間に一定の相関関係がある等、水のみにより器差試験を行なう流量の部分についての器差を合理的に推定できるときをいう。</p> <p>(5)・(6) (省略)</p>	<p>器差試験を行なうことができない場合で、器差の確定上支障がないと認められるときは、1時間当たり600キロリットルをこえる流量に限り、器差試験の試料として水を用いても<u>妨げない</u>。</p> <p>(注) 「器差の確定上支障がないと認められるとき」とは、所定の試験試料を用いることが可能な流量の部分について、当該試験試料による器差試験と水による器差試験とを行なった場合において、これらの試験の成績がほぼ一致し、又はこれらの試験の成績の間に一定の相関関係がある等、水のみにより器差試験を行なう流量の部分についての器差を合理的に推定できるときをいう。</p> <p>(5)・(6) (同左)</p>

改 正 後

別紙様式2 揮発油税及び関税等流量計器差試験成績書

納税義務者等の名称：		整理番号	
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定に使用する流量計の器差試験成績は、下記のとおりである。			
器差試験の	流量計の名称	流量計の型式	流量計の使用最大流量
	流量計の設置場所		
流量計の器差試験成績	試験を行った者	(住 所) (氏名又は名称)	
	試験を実施した者	(住 所) (氏 名)	試験を行った者との関係
	試験を実施した場所	試験実施年月日 令和 年 月 日	
	器 差	流量 器 差 表示量の	積算計 定 量 置 印 装 字 置
使用した標準器	標準器の平成 年 月 日 試験年月日 令和 年 月 日		
器差のある標準器を用いた場合の補正方法			
作動の状況			
器差試験の実施方法 その他参考事項			

注意

- この成績書には、試験を行った者が、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）である場合には、研究所が発行する試験成績書を、その他の者である場合には、器差試験の記録及び試験を実施した計量士資格証明書又は登録事業者（計量法第143条第1項の登録を受けた者をいう。）の登録証の写しを添付して下さい。
- 自動温度補整装置付の流量計の器差については、「器差」の欄に流量計本体の器差のほか、自動温度補整装置の器差、自動温度補整装置を付した後の総合器差をも記載して下さい。
- 「器差試験の実施方法その他参考事項」の欄には、試験試料、実施方法（調整前器差試験に該当する場合には、その旨を含む。）等を具体的に記載するほか、前回の器差試験の実施年月日等を記載して下さい。

(規格A4)

改 正 前

別紙様式2 揮発油税及び関税等流量計器差試験成績書

納税義務者等の名称：		整理番号	
揮発油税及び関税等に係る石油類の移出又は引取数量等の測定に使用する流量計の器差試験成績は、下記のとおりである。			
器差試験の	流量計の名称	流量計の型式	流量計の使用最大流量
	流量計の設置場所		
流量計の器差試験成績	試験を行った者	(住 所) (氏名又は名称)	
	試験を実施した者	(住 所) (氏 名)	試験を行った者との関係
	試験を実施した場所	試験実施年月日 令和 年 月 日	
	器 差	流量 器 差 表示量の	積算計 定 量 置 印 装 字 置
使用した標準器	標準器の平成 年 月 日 試験年月日 令和 年 月 日		
器差のある標準器を用いた場合の補正方法			
作動の状況			
器差試験の実施方法 その他参考事項			

注意

- この成績書には、試験を行った者が、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）である場合には、研究所が発行する試験成績書を、その他の者である場合には、器差試験の記録及び試験を実施した計量士資格証明書又は登録事業者（計量法第143条第1項の登録を受けた者をいう。）の登録証の写しを添付して下さい。
- 自動温度補整装置付の流量計の器差については、「器差」の欄に流量計本体の器差のほか、自動温度補整装置の器差、自動温度補整装置を付した後の総合器差をも記載して下さい。
- 「器差試験の実施方法その他参考事項」の欄には、試験試料、実施方法等を具体的に記載するほか、前回の器差試験の実施年月日等を記載して下さい。

(規格A4)